参考

○松原市バリアフリー基本構想策定等協議会規則

平成23年3月30日

規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例(昭和40年条例第20号)第2条 の規定に基づき、松原市バリアフリー基本構想策定等協議会(以下「協議会」という。) の組織、運営その他協議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 協議会は、松原市バリアフリー基本構想(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第25条第1項の規定に基づき本市が作成する基本構想(以下「基本構想」という。))の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行う。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 関係施設設置管理者
 - (2) 公安委員会
 - (3) 基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
 - (4) 関係行政機関職員
 - (5) 高齢者団体を代表する者
 - (6) 障害者団体を代表する者
 - (7) 学識経験者
 - (8) 住民を代表する者
 - (9) 市職員
 - (10) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(仟期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選任されていない場合における会議の招集は、市長が行う。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は 意見を聴くことができる。

(公印)

第7条 会長の公印を次のように定める。

松原市バリアフリ ー基本構想策定等 協議会会長之印

書体 かい書

寸法 方21ミリメートル

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。(平成23年10月20日公布)

松原市バリアフリー基本構想策定等協議会委員名簿

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	所属・役職など	備考
学識経験者	波床	正敏	大阪産業大学工学部 都市創造工学科教授	会長
子畝雅製色	川端	庸子	阪南大学経営情報学部 経営情報学科准教授	副会長
高齢者団体を代表 する者	東地	義郎	松原市老人クラブ連合会 書記	
	坂田	_	ワークセンターまつのみ虹の会 副会長	
障害者団体を代表 する者	寺内	勉	松原市若い肢体障害者の会 副会長	
	林	好	松原市視覚障害者福祉協会 会長	
住民を代表する者	長谷川	政久	城連寺連合町会 連合会長	
EKZNX990	山田	英章	東代地区町会 連合会長	
公安委員会	藤田忍	渡辺 厚生	大阪府松原警察署 交通課長	後任は、 H24.5.31 より
***	大中清只	辻野 文隆	大阪府富田林土木事務所 23 年度:建設課長 24 年度:維持管理課長	後任は、 H24.5.31 より
基本構想に定めよ うとする特定事業 その他の事業を実	平林	英明	近畿日本鉄道株式会社 大阪輸送統括部施設部工務課長	
施すると見込まれ る者	松村 喜裕	西村 昌之	近鉄バス株式会社 常務取締役	後任は、 H24.6.22 より
	松平	康一	南海バス株式会社 企画部企画課長	
関係施設設置管理 者	橋本	年史	松原都市開発株式会社 総務部長	
	下地 剛		国土交通省近畿運輸局 交通環境部消費者行政·情報課長	
関係行政機関職員	小冨士 貴	石橋 隆史	国土交通省近畿地方整備局 建政部住宅整備課長	後任は、 H24.5.31 より
	三浦 冨士夫	鈴木 博文	大阪府住宅まちづくり部 建築指導室建築企画課主任専門員	後任は、 H24.5.31 より
	伏見	精治	松原市都市整備部 部長	
市職員	山下 修	松岡 達也	松原市福祉部 部長	後任は、 H24.5.31 より
	 藤本	隆三	松原市健康部部長	

松原市新バリアフリー基本構想策定の経緯

時期	内容
平成24年1月12日	(第1回)松原市バリアフリー基本構想策定等協議会 【内容】 ・会長及び副会長の選任 ・協議会委員の代理出席について ・協議会設置の目的等について ・バリアフリー基本構想策定のスケジュール
平成24年1月~3月	アンケート調査及び各団体へのヒアリング調査を実施
平成24年3月28日	(第2回)松原市バリアフリー基本構想策定等協議会 【内容】 ・現バリアフリー基本構想における事業の進捗状況 ・アンケート、ヒアリング調査の結果報告 ・重点整備地区の候補選定 ・まち歩き(タウンウォッチング)の概要
平成24年5月22日 平成24年5月28日	まち歩き(タウンウォッチング)を実施
平成24年6月25日	(第3回) 松原市バリアフリー基本構想策定等協議会 【内容】 ・重点整備地区の設定 ・まち歩き(タウンウォッチング)の結果報告
平成24年8月27日	(第4回) 松原市バリアフリー基本構想策定等協議会 【内容】 ・基本的な方針の設定 ・生活関連施設及び生活関連経路等の設定
平成24年11月20日	(第5回) 松原市バリアフリー基本構想策定等協議会 【内容】 ・実施する事業の設定 ・バリアフリー基本構想(素案)について
平成25年1月4日~2月4日	パブリックコメント実施
平成25年3月13日	(第6回) 松原市バリアフリー基本構想策定等協議会 【内容】 ・パブリックコメントの結果について ・バリアフリー基本構想(案)について
平成25年3月29日	松原市新バリアフリー基本構想の策定

【用語解説】

	あ行
移動等円滑化	高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。
移動等円滑化基準	高齢者や障がい者等が円滑に移動または利用できるようにするため、国が定めるバリアフリー化の基準のこと。 公共交通移動等円滑化基準、 路外駐車場移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化基準、都市公園移動等円滑化基準、道路移動等円滑化基準がある。
エスコートゾーン (道路横断帯)	横断歩道中央部に道路全幅にわたって触覚マーカ(突起体)を敷設した設備。視覚障害者の道路横断を支援するため に開発された。
オストメイト	直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障害を負い、 腹部に人工的に排泄のための孔(ラテン語でストーマ)を造 設した人のこと。

	か行
協議会	基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る 連絡調整を行うため、市町村、事業者、高齢者・障がい者等、 学識経験者等により構成された法定の組織。
グレーチング	鋳鉄やステンレスの鋼材を網目状に溶接したもので、側溝 や会所に設置するふたのこと。
蹴上(けあげ)	階段の一段の高さ。
蹴込み(けこみ)	券売機においては、足元付近に凹部(蹴込み)を設けることで、車いす使用者が券売機に近づきやすくなり、より高い位置のボタンも操作可能となる。
勾配(こうばい)	傾きのことをいい、一般的に「%」で表示される。 パーセント表示は、水平距離に対する垂直距離の割合を示 したもので、例えば、水平距離 1mに対して 5 c mの高低差 が生じている場合、勾配は 5%となる。
心のバリアフリー	国民一人一人が、高齢者、障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、このような人たちの円滑な移動や施設の利用に積極的に協力していくこと。

	さ行
施設設置管理者等	鉄道やバスなどの公共交通事業者、市道や府道などの道路 管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築主など、個々 の施設の設置や管理に対し責任を負う事業者のこと。
スパイラルアップ	バリアフリー化を進めるために、具体的な施策や措置の内容について、施策に関係する当事者の参加の下、検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていくこと。

	た行
多機能トイレ	車いす利用者だけでなく、オストメイト、乳幼児連れの家族、妊婦、高齢者等が利用可能な複数の機能(汚物流し台や、乳幼児のおむつ交換台など)を有したトイレのこと。
 段鼻(だんばな)	階段等の段の先端のこと。
点字ブロック	正式名称は、視覚障害者誘導用ブロック。視覚に障がい者 のある人を安全に誘導するために地面や床面に敷設されて いるブロック (プレート) のこと。 注意喚起のための点状ブロックと、行く先を誘導するため の線状ブロックがある。
特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する建築物又はその部分等のこと。 「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律施行令」で定められている。
特定事業	公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、 都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業の こと。
特定事業計画	基本構想策定後、各施設設置管理者が特定事業を実施するために作成する計画。 公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画及び交通安全特定事業計画がある。

	正式名称は、ホーム縁端警告ブロック。通常の点状ブロッ	
内方線	クは正方形で方向性を持たないことから、一本の線状突起が	
	ある方がホームであることを示す点状ブロックのこと。	
	障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることな	
ノーマライゼーション	く、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ま	
	しい姿であるとする考え方。	

	は行
	平成 6 年に制定されたバリアフリーを促進する法律「高
	齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の
ハートビル法	促進に関する法律」で、公共性の高い建築物に対して、高齢
	者や身体障害者らに利用しやすい施設整備を求めた法律。
	ハートビルは、heartful+building から。

	や行
誘導チャイム	視覚障がい者を安全に建物の入口等に誘導するための音 声誘導装置。
ユニバーサルデザイン	2002年(平成 14年)12月に閣議決定された「障害者基本計画」における定義。 あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

	ら行
路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。
路肩	道路の端部のことで、歩道のない道路では、歩行者の通行 部として使用されている。